

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和5年11月20日午後1時30分から令和5年第12回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新 一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新 浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝 弘
第4番委員	倉田 和 久	第14番委員	山路 和 弘
第5番委員	渡辺 好 章	第15番委員	小坂 倫 充
第6番委員	松本 隆	第16番委員	岩野 悦 子
第7番委員	高橋 重 貴	第17番委員	小嶋 教 三
第8番委員	及川 宏 和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿 哉	第19番委員	高橋 正 則
第10番委員	高橋 義 隆	第20番委員	菊地 成 壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補 佐	高橋 真一郎
係 長	藤原 一 裕
主 事	巴 春 菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1稿の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第5号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	藤原 一 裕
主 事	巴 春 菜

- 議 長 只今から令和 5 年第 12 回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 時間 13 時 30 分
- 議 長 只今の出席委員は、20 名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第 11 条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第 1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第 14 条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
———異議なしの声あり———
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には 8 番及川宏和委員、9 番有住寿哉委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第 2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
———異議なしの声あり———
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 事 務 局 長 日程第 3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 事 務 局 長 日程第 4、報告第 1 号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 1 1 番 委 員 11 番高橋です。番号 1 番の案件について、具体的な解約理由と今後、耕作する人が決まっているのかを教えてください。
- 議 事 務 局 長 11 番高橋委員のご質問にお答えします。
1 番の案件の解約理由についてですが、両者で、農地の管理について意見の食い違いがあったことによる解約となっております。
新たな耕作者については、現段階では決まっていません。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑がないようですので、報告第 1 号を終わります。
- 議 長 日程第 5、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議長 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
審議についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、番号1番及び2番の案件について7番高橋重貴委員が、農
業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じま
す。
——7番委員退席——

議長 長 これより、番号1番及び2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
番号1番及び2番の案件について許可に賛成する委員の挙手を求め
ます。
——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可することに決定しました。
7番高橋重貴委員の入席を許します。
——7番委員入席——

議長 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第1号の番号3番及び4番の案件について、質疑に
入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議長 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議につい
て、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議長 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号1番の案件について6番松本隆委員より報告願います。

第6番委員 6番松本です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。
11月16日午後、永岡地区の小野まり子委員、高橋新一委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
申請人の[]が、農機具格納庫、ハウス、駐車スペース等を設置・整備するため、自己所有の畑を転用しようとするものです。
農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、「おおむね10ヘクタール以上の農地域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、「申請に係る農地を農業用施設等に供するものである場合。」という例外規定に該当すると判断されます。
また、申請地は農業振興地域内の農用地に指定されていましたが、令和5年10月20日付で農業用施設用地へ用途変更が完了していることを確認しています。
一般基準についてですが、事業費については、全額自己資金により実施することを金融機関の残高証明書により確認しております。
現地は、現在自己保全管理地であり、周辺は北側及び東側が農地と接しておりますが、雨水については自然浸透とするほか、十分な転圧を行い、土砂の流出を防止する計画であることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

議 長 ご苦労様でした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第8、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

議 長 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 番号1番の案件について7番高橋重貴委員より報告願います。
 第7番委員 7番高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

11月16日午前、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。
 借受人である■■■■さんが、自己住宅を建築するため、■■■■さん所有の畑を、貸借により転用しようとするものです。
 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。
 一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを融資証明書により確認しております。
 現地は、周囲が宅地及び公衆用道路に囲まれており、雨水については町道側溝に集水する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。
 以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。
 以上で現地報告を終わります。

議 長 ご苦労様でした。
 これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——全員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。

事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 ここで、利用権設定番号3番の案件について16番岩野悦子委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
 ——16番委員退席——

議 長 これより、利用権設定番号3番の案件について質疑に入ります。

- 質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 3 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
16 番岩野悦子委員の入席を許します。
——16 番委員入席——
- 議 長 16 番岩野悦子委員の案件については、原案のとおり決定しました。
つづいて、利用権設定番号 4 番の案件について 7 番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——7 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 4 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 4 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——全員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7 番高橋重貴委員の入席を許します。
——7 番委員入席——
- 議 長 7 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
つづいて、利用権設定番号 5 番の案件について 10 番高橋義隆委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
——10 番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号 5 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。

- 議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 利用権設定番号5番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
 挙手全員であります。
 よって、本案件は原案のとおり決定しました。
 10番高橋義隆委員の入席を許します。
- 議 長 ———10番委員入席———
 10番高橋義隆委員の案件については、原案のとおり決定しました。
 それでは、議案第4号の利用権設定番号1番及び2番並びに6番から28番の案件について、質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———全員挙手———
 挙手全員であります。
 よって、本案は原案のとおり決定しました。
- 議 長 日程第10、議案第5号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 第 5 番 委 員 5番渡辺です。貸借期間について、短いと感じますが、理由を教えてください。
- 事 務 局 5番渡辺委員のご質問へお答えします。期間については、前借受人が借受ける予定であった期間をそのまま踏襲したため、短期間での契約となっています。
- 議 長 他に質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。

———全員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和5年第12回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

時間 14時15分